

犬山市産業振興補助金改正要旨（案）

<改正>

①人材育成事業補助対象研修の追加

対象の研修に「名古屋市産業振興公社の実施する研修」を追記する。

→第2回犬山市産業振興会議にてご承認済

②雇用支援事業を「対面式雇用支援事業」と改め、補助対象者を拡充する

・中小企業者も雇用支援事業の補助対象とする。

→第2回犬山市産業振興会議にてご承認済

③就職情報サイト等活用事業を新規制定

・就職情報サイトへの登録についても補助対象とする事業の新規制定。なお、この就職情報サイトには逆求人型サイトも含む。

ただし、就職情報サイトについては、当該ウェブサイトより採用申込みが可能なものに限る。

・補助対象は中小企業者とし、補助率1／2、上限5万円とする。

この事業のみ同一事業者の申請は1年に1度のみとする。

※令和6年4月からの改定とする予定です。